

3

わからないことを 聞くことができるところ



下の 電話や WEBサイトで 聞くと 便利です

電話

日本語の ほかにも 次の 5 つの 国の 言葉で 話をすることができます。〈英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語〉

わからないことを 日本語以外の 言葉で 聞くことができます

5 つの 国の 言葉の 専用通訳オペレーターと、明治安田の
コミュニケーションセンターと あなたの 3人で 話が できます

日本から 電話をするとき (5 つの 国の 言葉で 通訳をします)

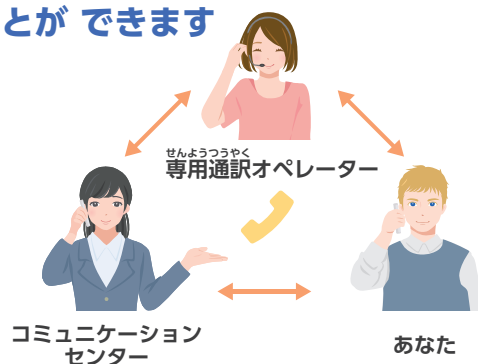
0120-701-722

日本国外から 電話をするとき (通訳をしてほしい 言葉の 番号に 電話をしてください)

+81-3-6630-9062 (英語) +81-3-6630-9065 (ベトナム語)

+81-3-6630-9063 (中国語) +81-3-6630-9066 (タイ語)

+81-3-6630-9064 (韓国語)



電話が できる 日本の時間 月曜日から 金曜日…午前 9 時から 午後 6 時 土曜日…午前 9 時から 午後 5 時 (祝日と 年末年始は 休みです)

わからない
ことを日本語で
聞くときは

コミュニケーションセンター

日本から 電話をするとき

0120-662-332

電話が できる 日本の時間 月曜日から 金曜日…午前 9 時から 午後 6 時 土曜日…午前 9 時から 午後 5 時 (祝日と 年末年始は 休みです)

日本国外から 電話をするとき

+81-3-5954-8840

チャットサービス

チャットボット
受付時間：24時間365日明治安田の WEBサイトで「チャットボット」を 使うことが
できます。「チャット」で 人に 聞くことも できます。「かんたん
お手続きフォーム」で 聞きたいことを 書いて 送ることも できます。ここから
チャットサービスを
使うことができます▶

WEBサイト

明治安田の「MYほけんページ」に 登録してください。日本国外から
でも 契約の 内容が 確認できます。一部の 手続きも できます

パソコン、スマートフォンで 登録できます

※登録が できない 機械も あります



○生命保険募集人は、あなたと 明治安田の 保険の 契約
を 手伝います。しかし、あなたの代わりに 保険の 契約
をすることは できません。あなたが 契約をして、明治
安田が 認めると 保険の 契約が できます。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

住所 郵便番号100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話番号 03-3283-8111(代表)

WEBサイト <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

募Ⅱ2400623商品開発

日本語

補助資料

2024年10月に 作り直しました

明治安田

が い こ く せ き きゃく
外国籍の お客さまへ保険の 契約をするときや、契約をした後に 長い間 日本国外に 行くときは、
手続きなどが 違う場合があります。契約の 前に この書類を 読んでください

やさしい日本語で 書いています

※やさしい日本語とは かんたんにした 日本語のことです

日本語が 不安な人にも わかりやすいように 書いています

この書類は 英語と 中国語でも 書いています
ほしい人は、明治安田の 担当者に 聞いてください

英語

If you would like English materials,
please contact the person in charge.

中国語

如需中文资料，请联系负责人

この書類は、「保険設計書 (契約概要)」、「契約締結前交付書面 (契約概要)」の 内容を もっと わかってもらう
ためのものです。外国人が 明治安田と 契約するときに 知ってほしいことだけを 書いています。支払事由や 手
続きなどで できないことは ほかにも あります。保険の 契約をする 前に、「保険設計書 (契約概要)」か「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)」を
必ず 読んでください。契約をするときは、「保険設計書 (契約概要)」、「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」
か「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を 必ず 読んでください。
契約の内容を 変える 手続きなどが できない場合もあります。注意してください。

1 申し込みについて



けいやく 契約をする まえ よ 前に 読んでください

01 01 明治安田が認めた 在留資格と 在留期間が 必要です

- ・在留カードを 見せてください。在留資格と 在留期間を 確認します。
- ・日本に いる 期間が 短い人は、保険の 契約が できない場合があります。

！
つうやく
通訳で
てつづ
手続きを 手伝うことも
できます

02 02 ほ けんけいやくかんけいしゃ 保険契約関係者（※1）の全員に、日本語理解能力が 必要です

- ・申し込みの 手続きは 全部 日本語でします。
 - 日本語理解能力とは、下に 書いてあることが できることです。
 - 契約に 必要な 書類や 申込書などの 内容が わかる（「ご契約のしおり 定款・約款」など）
 - 告知や、申込書を書きなどの 必要な 手続きが できる。手続きの 内容が わかる
- （※1）「保険契約関係者」とは、ほ けんしゃ 被保険者・けいやくしゃ 契約者・し ぼう ほ けんきん 死亡保険金（給付金）受取人・しやうけい ほ けんけいやくしゃ 承継保険契約者・し していだい り せいきせう 指定代理請求人など、保険の 契約に 関係がある人です。

03 03 てつづ 手続きには 決まっていることがあります

- ・契約の日に 保険契約関係者の 全員が 日本に 住んでいる 必要があります。
- ・死亡保険金（給付金）受取人となる人を 決めてください。（「法定相続人」と書くことは できません）
- ・保険料を 口座振替で 払う場合は、日本の 銀行の 口座を 使ってください。

！ に ほん ご ふ あん ひと つうやく つか てつづき 日本語が 不安な人は 通訳を 使って 手続きが できます。

かぞく 家族と
てつづ 手続きが できます

- ・家族など（※2）に 通訳をしてもらって 手続きが できます。
 - ・書類や 申込書などを 家族が 代わりに 書くことが できます。
- （※2）一緒に 住んでいる 夫や 妻、父や 母、18歳以上の 子どもだけが 手続きを 手伝うことが できます。
- ほ じんけいやく 法人契約などの場合は、契約者の 会社の人が 通訳をすることも できます。

めい じ やす だ つうやく
明治安田の 通訳

- ・明治安田が 通訳をすることも できます。
- ・明治安田の 通訳が 代わりに 書類や 申込書などを 書くことは できません。保険 契約関係者が 自分で 日本語で 書いてください。

わからないことは、めい じ やす だ たんとうしや 明治安田の 担当者に 聞いてください

2 日本国外に 行くときについて



に ほんこくがい い 日本国外に 行くときは、できない てつづ 手続きがあります。

ほ けんきん 保険金を もらうなどの てつづ 手続きが できないかもしれません

わからないことは、
「海外渡航のてびき」
を 読んでください



■ てつづ 手続きについて

01 01 なが あいだ に ほんこくがい い ば あい に ほん で まえ かなら れんらく 長い間 日本国外に 行く場合は、日本を 出る 前に 必ず 連絡してください

- ・日本を 出る 前に 登録することがあります。日本国外に いる間も、明治安田と 連絡や手続きが できるようするためです。
- ・日本国外に いる間は、書類や 請求書などは 日本に いる 代理人の 住所に送ります。「海外（渡航・変更）届」に 書いた 代理人に 送ります。

に ほんこくがい い まえ
日本国外に 行く 前に
かなら 必ず 登録してください

- ☐ 海外（渡航・変更）届（日本に いる 代理人・行く 国の 名前などを 書きます）
- ☐ MYほけんページ

02 02 に ほんこくがい あいだ てつづ 日本国外に いる間は、できない 手続きが あります

- ・日本国外に いる間の 手続きは、「MYほけんページ」を 使ってください。電話で 聞くことも できます。（詳しいことは、この書類の 裏を 見てください）

に ほんこくがい あいだ
日本国外に いる間は、
この手続きが できません

- ▶ に ほんこくがい こう ざ ほ けんりょう ほら に ほんこくがい こう ざ ほ けんきん きゅう ふ きん ほら 日本国外の 口座から 保険料を 払う・日本国外の 口座へ 保険金や 給付金を 払う
- ▶ ほ けんきん きゅう ふ きん 保険金や 給付金を、もらう てつづ てつづ 手続き（手続きが できるものもあります）
- ▶ 新しく 保険の 契約をする（保障の 内容を変えるときは、明治安田に 聞いてください）

△ ここに 書いてあることが 納得できない人は、保険を 続けることが できない場合があります。

■ ほ しやう ないよう 保障の 内容について

01 01 に ほんこくがい あいだ ほ けんきん 日本国外に いる間は、保険金を もらうことが できない場合があります（※3）

- ・保険の 保障の 内容は、日本の 医療法や 制度のことを 考えて 作っています。
- ・日本国外に いる間も、日本に いるときと 同じ 保障です。しかし、下に 書いてあるときなどは、保険金などを もらうことが できない場合があります。

たと 例えば...

- ・明治安田が 認めることが できない 病院などで 手術や 入院などをしたとき
 - ・先進医療などの、日本国外で 手術などをしても お金を もらうことが できない 治療をしたとき
 - ・日本の 公的医療保険制度と同じ 基準で お金を もらうことができる 実額給付の 保障などに 入っているとき
- （※）入っている 保険によっては、実額給付ではなく、日額給付で 保険金などを 払う 場合があります
- ・支払事由で 決まっている 日本の社会保障制度（要介護認定など）に あてはまらないとき など

- ・詳しいことは「商品パンフレット」、「保険設計書（契約概要）」、「特に重要なお知らせ」、「ご契約のしおり 定款・約款」を 読んでください。保障の 内容や 保険の 言葉の 意味などを 説明しています。
- （※3）日本に 戻る 予定がない人は、保険を 解約することも 考えてください。